

郷土あかし

第2号

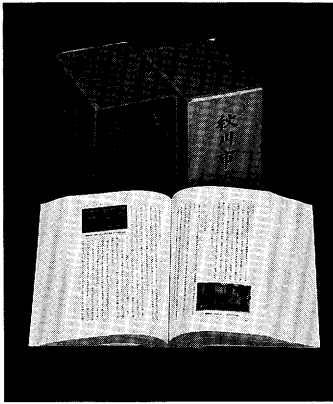
発行 あきる野市教育委員会 東京都あきる野市二宮350 電話 0425-58-1111 FAX 0425-50-3451

秋川の殿様

—— 旗本水谷氏と名主牧太の話 ——

あきる野市文化財保護審議会委員

石井道郎



秋川市史

はじめに

どこの自治体でも市史となると大部、高価で、記述も研究者向きに書かれていて、一般市民の読み物風には作られていないものが多い。たまたま『秋川市史』（昭和58年発行）の近世編を担当し、幾夏か市内旧家の古文書

に親しんだことを思いおこし、自分の執筆部分をやさしく面白い読物に書き改めようと考えた。例によって親子の対話とする。

1. 秋川地区の殿様は旗本

秋子 江戸時代の秋川地区は誰が治めたの。

父 秋川地区には、小川、野辺、二宮、平沢、雨間、原小宮、上・下草花、菅生、瀬戸岡、牛沼、油平、上・下代継、澗上、引田の16ヶ村があった。安政2年（1855）の石高の合計は5000石。その内、77%が私領=旗本18、大名1（米津氏）、23%が御料=代官領だ。五日市地区も16の村からなるが、石高の合計は丁度半分の2500石。秋川地区の方が村の規模が大きいね。中でも二宮村は村高千石余もあり、7人の領主（旗本）が治めていた。

秋子 7人で分ければ150石ずつになる。

父 いや、300石をこえる領主もいれば、50石に満たないものまで、いろいろだが、このうち水谷という旗本の

名主静原家の古文書を一括閲覧を認められたので、この旗本を中心に話をすすめよう。

水谷氏は2200石取りのハイクラスの旗本で、本家は大名だ。その領地は二宮村 251石、隣村小川村 445石、新横山村（八王子）151石、計 847石を多摩地区にもち、他は遠い備中（岡山県）に所領をもっていた。

秋子 バラバラなのね。

父 村の方も多くの領主が入り込み、領主（旗本）も小間切れに領地をもらう。

秋子 なぜそんなことをするの、お互いに不便でしょう。
父 幕府の方針なんだ。村を分割するのは農民の団結を防ぐ=力をそぐため、すべて幕府、徳川家の安泰を第一に考えられた。

秋子 一つの村に何人もの領主がいると、名主さんはどうなるの。

父 名主は領主に対し、年貢を収める責任者だから、領主ごとに必要になる、表1をみるとわかるが、二宮村には8人の名主がいた。旧二宮通り（北宿通り）には名主家が軒を接していた。

秋子 二宮村の中は領主ごとに分割されていたの。

表1 二宮村の支配構造（安政2年）

領主	石高（石未満切捨）	名主
水谷	251石	牧太（静原家）
内藤	335石	うち 148石 弥兵衛（村野家） 187石 清三郎（河野家）
戸田	187石	市左衛門
永田	123石	仙太郎（永田家）
小田切	79石	与兵衛（小沢家）
大久保	69石	半右衛門
青柳	43石	寅吉（雨間村と兼任）

父 いや、散在している百姓を適宜に集計し持高合せて251石を水谷分、335石を内藤分としてそれぞれの名主が年貢の取りまとめをするという状況なんだ。一方百姓は領主とは関係なく、日常生活に便利のように隣近所で連帯して生活していた。この地縁を主とした集団を「庭場」といい、二宮村には四つの庭場があった。冠婚葬祭はこの庭場単位で行い、二宮神社の祭礼当番もこの庭場が交替で受け持った。

秋子 江戸時代の村は五人組が生活の中心と教わったけれどー

父 庭場は五人組より大きい組織だ。お父さんは二宮村の五人組の実態を知らないが、一般的にいて、五人組は統治の都合上つくられた制度で、相互扶助機能もあるが、元来が連帯責任を負う仕組みなんだ。例えば働き手が病気で耕作が遅れる家があれば、年貢納入に連帯責任を負う五人組が面倒をみる。素行不良の若者がいれば連座の刑罰を心配する五人組で予防の措置を講ずるといったところがある。

秋子 それじゃ病気でもおちおち寝てもらえない。

父 五人組に迷惑をかけないという気くばりが生活の一つの基準になる。ところが庭場は上からの抑圧のない自主的な互助集団で、人寄せに使う膳椀を共同購入して保管する「膳椀蔵」をもつ庭場が多い。嫁取り婿取り、葬式にはこの道具が使われた。いずれにせよ二宮村の場合、一般村民は年貢納入に関する領主-名主-領民の系列と、日常生活に関する庭場系列の二面生活をしていただ。

2. 旗本の実態

秋子 結局、領主とは村人にとって年貢さえ納めてしまえば後は無縁の人ということね。

父 江戸時代の初期は稲の出来具合など、家来衆が調べに来たが、年貢定額制になってからは、旗本領主と知行地内との関係はきわめて稀薄になった。名主以下の村役人は年貢の納入やら、人別帳（戸籍簿）・五人組帳など、毎年の届け出書類もあり、盆暮には地元の名物などをもってご挨拶に伺ったが、一般村民は生涯領主の顔を見ることもなかったようだ。ところが江戸時代中期以降、領主側の財政が窮乏を告げると、領主の知行地に対する要求が多くなり、領主と村の狭間に立つ名主たちの苦労も一段と増した。

秋子 旗本の規模や実情を教えてください。

父 旗本というのは将軍に直接お目見えできる家臣で、戦時は将軍直属軍団の幹部になる。一万石に近い大身旗

本から、百石前後の小禄旗本までその数千といわれたが、知行500石以下が8割を占める。旗本たちはその知行に応じた屋敷地を江戸市内に賃っていたが、領地は江戸の近郊一昼夜で行ける範囲内にあった。

秋子 多摩には旗本領が多いわけね。

父 「旗本八万騎」という言葉があるが、旗本はその支給された石高に応じ、兵力を用意しなければならない。軍役は1000石につき15名というから、2000石の旗本なら30名の武装した供をつれて出陣する。その合計が八万ということなんだ。

秋子 大身の旗本も楽じゃない。ところで「鬼平犯科帳」の長谷川平蔵も旗本ね。

父 彼は火付盗賊改め長官だったね。腕がたち、世情に通じた人物として描かれている。旗本のうち有能な者は各種官僚として幕政に参画し、役料も支給されるが、それは五千人のうちの一握り、無役の場合は知行収入のうちからいくらを逆に徴収される。犯科帳の平蔵は400石取りの小禄旗本という想定だが、それでも殿様と呼ばれ、門構え癖つきの立派なお屋敷に住んでいる。旗本の社会的地位は高く、庶民からみれば雲の上の人さ。

秋子 水谷さんは平蔵よりもっと広いお屋敷ね。

父 もちろん。その中には家臣の住む長屋などもある。太平つづきで、どの旗本も軍役通りの家臣を召しかかえてはいないが、それでも用人(大名の家老に相当)以下20名位の家来や雇人はいただろう。2200石というのは領地の生産高だから、手取り収入はその40%とみて、米でいえば4斗俵2200俵が年間総収入だ。用人は奥向き一切の費用から、家臣の給与までまかなわなければならない。江戸時代も元禄期をすぎると生活ぶりが派手になり、旗本の奥方やお姫様が流行の衣装に惹かれるのも無理からぬこと。収支のバランスは崩れたようだ。

『鬼平犯科帳』の作者 池波正太郎は「大身の旗本にはろくな人物はいない」と書いている。子供の時から遊び相手は家来衆の子供たちで、若様若様とはれものにさわるように大事にされた。イジメに涙した経験もないモヤシっ子は駄目人間になるというのが彼の持論だ。小説の主人公平蔵を、父が用人に産ませた子で奥方から嫌われ、家をとび出した無頼の若者として描いている。

私は秋川の旗本たちの系譜を調べて驚いた。無事に家系がつづいているのは稀れで、養子相続が多い。中には後継者が途切れ、お家断絶したものもある。用人たちにとってお家断絶は即失職、一家が路頭に迷う。影の薄い、世間知らずの殿様と番頭さんめいた苦労人の用人といっ

たパターンが、一般旗本家の実態のようだよ。

秋子 お父さん、犯科帳の読みすぎじゃない。

3. 静原家文書にみる水谷家の借財

父 静原家には水谷氏の借用関係文書が相当数あったが、見やすいように年代順にまとめて表2とした。これは水谷家の借財のごく一部と思われるが、その流れを知るこ

表2 水谷家借財一覧

No.	年月	金額	期限	金利	貸手	担保
1	寛政12年(1800)	150両	5年賦	15%	江戸商人	知行三村年貢
2	文化12年(1815)	80両	8年賦	10%	知行三村	
3	文政 5年(1822)	50両	年末迄	15%	江戸商人	知行三村年貢
4	文政 8年(1825)	100両	年末迄	15%	江戸商人	知行三村年貢
5	文政 9年(1826)	50両	年末迄	15%	不明	知行三村年貢
6	文政 9年(1826)	50両	年末迄	15%	青山海蔵寺	知行三村年貢
7	安政 3年(1856)	100両		7.5%	知行三村	
8	安政 5年(1858)	100両		12%	瀬戸岡村 小兵衛	三村村役人 田畑
9	元治元年(1864)	30両	(京都上洛費)		二宮村	
10	元治元年(1864)10月	64両	(御進発費用)		二宮村	

※知行三村とは、小川・二宮・新横山村をさす

とができる。まずNo.1は水谷氏が江戸の金融業者から借りたもので、担保が多摩の所領の年貢であるため、借用証文が静原家に残った。これには返済の証文も添えてあった。No.2は年貢の先取りだね。

秋子 利子が業者より安いわね。

父 No.3・4・5・6の4通は、「郷印証文」と呼ばれる文書で、知行三村の名主が金主に対し、年貢による返済を保証した文書だ。江戸の金貸し連中も、知行地名主の引請証文がなければ旗本には金を貸さないということなのだろう。金利15%は当時の公定利息で、幕府は幕末期さらに引下げを命じた。

秋子 No.6の貸手はお寺さんね。お寺も金貸しをするの。

父 豊かな寺は祠堂金という名目の金を運用して利殖を図った。郷印証文付の貸付は良質の投資だろう。この表2で注目されるのは安政期からで、金主が江戸より地元に変わっている。

秋子 江戸の金貸しに断られたの。

父 それより、地元にも領主に金を貸すことができる経済力がついたということだろう。No.7は、知行三村で33両ずつ負担している。二宮村を見ると、名主牧太が個人で20両出資している。またNo.8安政5年(1858)には、三村の保証で地元の金融業者が100両貸付けている。金利

12%は新しい公定金利と思う。貸主小兵衛はこの時村役人たちに個人保証を要求し、三村の名主などが所有の田畑を担保に入れている。実はこれが後で問題になったんだ。

秋子 みんな殿様のために一生懸命ね。

父 正直いって立場上やむを得ない、ということだろうね。水谷家の用人が静原家の当主牧太(嘉永期より明治時代初期まで名主)に宛てた手紙が幾通か残っている。それによると、金のやりくりを切々と訴え「牧太殿 どうか水谷家の勝手元(金の収支)一切をまかせるから、一肌ぬいではくれまいか」とまでいっている。私が静原家文書を読んだのは15年程前で、今は言葉の端々は忘れたが、一読して単なるお世辞でなく、人間的信頼感が流れているのを感じた。おそらく牧太は水谷家の多摩三か村の世話役だったと思う。

秋子 牧太さんも用人の苦勞を知るにつけ親身の気持ちになったのよ。

父 安政3年(1856)二宮村で抛出した33両の内訳をみると、出金 名主牧太5両、村役人一同6両、百姓一同7両、貸付金 牧太15両、計33両となっている。このうち出金というのは無利息で、貸付金には利子がつく。牧太は用人のために奔走はしたが、情に溺れるタイプではない。

秋子 自分だけはしっかり利息をとっているのね。

父 ところで、表2の最後元治元年(1864)の分は貸付金といえるかどうか。領主側は献金扱いのつもりだろう。No.9の30両は將軍家茂の上洛に随行する費用。No.10は、いわゆる長州征伐の費用だ。平生の生活費が赤字なのに臨時軍事費が出せるはずがない。No.10の64両のうち牧太個人で30両を支出したが、彼は、もしこの金が返済されない時は、水谷領民が高割(各家の持ち高割)で分担するという念書を村人から取っている。牧太の予感はずだった。第2次長州戦争に失敗した幕府は慶応3年(1867)大政を奉還した。

4. 領主の疎開と御一新その後

父 ここで少し年貢の話をしておきたい。一口に年貢といっても、田は米納で畑は金納だ。

秋子 全部米や麦などではないの。

父 畑作は色々なものを作るので、現物でなく金で納める。領主は年貢米も飯米以外は売却して金にかえた。

多摩地区は畑作中心だから、金納年貢が多かった。ところが幕末になると、急激にインフレが進み、米価が騰貴した。畑の金納年貢は割安になり、百姓は喜んだが、領

主は困った。

秋子 畑年貢を上げることは—

父 農民の力が強く、とても無理だ。ところで、秋川地区では田21.5%、畑78.5%で、圧倒的に金納が多い。養蚕が発達したのは、この金納年貢を稼ぎ出すためだ。ところが小川村だけを取り上げてみると逆の比率で、田85%、畑15%だ。この小川村は当地方随一の米どころで、この大半を領有している水谷氏は大変恵まれた領主だった。水谷家では、小川村で取った米を現地で売却したらしい。これを買取ったのが小川村の名主兼穀商の儀左衛門で、静原家文書には文化13年(1816)二宮村名主与市(静原)と小川村名主儀左衛門(森田)の連名で、水谷氏に差出した米価に関する文書がある。読んでみると、領主の希望する1石1両は高すぎる。今現地では1両で1石7、8升が相場だどつぱった内容だ。米の値段は江戸城内に張出される「御貼紙値段」というのが幕府の定めた公定相場で、領主たちが換金する時の基準でもあった。儀左衛門はそれは消費地の相場で、生産地ではもっと安いという。米価の決定も村方に主導権を握られていた。ところがその米が幕末には6倍位値上りした。^{けいあう}慶応2年(1866)の打ち壊しはそのために起こった。今お父さんが読んでいる戸倉の黒山儀三郎日記には、この年5月1両で白米1斗3升と出ている。

水谷氏の小川村の年貢米は、私の計算では150石程になる。仮りに1石5両とみても750両だ。

秋子 借金なんか消し飛んじゃう。

父 静原家にはそのへんのところを^{うかが}窺うことのできる文書はない。いずれにせよ、御一新になり慶応4年(1868)以降の年貢は水谷氏とは無縁となった。

静原家文書の中に「御地頭御上、御家中、御家族方御立退二付人馬覚」という帳面がある。慶応4年3月16日、西郷さんの率いる征東軍の江戸入りと入れ違いに、旗本水谷家の一行が小川村室清寺へ疎開された時の費用覚書だ。

秋子 モヤシ殿様のご避難ね。

父 お前も口が悪いね。一行は御上3名、御分家4名、女中7名、他に御家来衆とその家族、御門番、馬屋衆まで、計35名。菩提寺室清寺では手狭なので、法林寺に移り、4月6日まで^{とろりゅう}逗留の上、江戸へ引揚げられた。費用計655貫文(約65両)は例の知行三村で高割にして分担している。文書には「いずれ年貢収入のうちからお支払いいただく筈」と書いてあるが、この期待も空しかったわけだ。



現在の二宮(北宿通り)の風景

秋子 水谷さんや江戸の旗本たちはその後どうなったの。

父 一般論でいえば徳川家の家臣は静岡へ移住し、苦しい開拓者生活に入るのだが、水谷氏のその後を物語る史料は静原家にはない。おそらく小川村への疎開が、水谷の殿様が多摩の領地へ足を入れた最初で最後であつたろうし、村人が領主様としてもてなした最後でもあつたろう。

私は秋川市史の原稿を書き上げた時、御礼かたがた掲載のご了解を得に静原家を訪ねた。帰りに靴を履きながら、目線が縁の下の古い木箱に届いた。そこにはなんと、なつかしい用人の姓と「着袴(七五三)の日 これを求む」とかの墨書が読めた。「塗物椀ですね」という私に、静原家のご当主も気付き、「ああそれは みずのやさんの—」といわれた。用人がせめてもお礼にと疎開荷物の中から牧太へ贈ったものか、費用の足しに売り付けたものか、その辺のところはご主人もご存知ないようであつた。

おわりに

思いがけない時代の変転と、領主水谷氏の突然の消滅によって、様々な混乱があつたが、最後に残ったのは、瀬戸岡村小兵衛の貸付金100両である。小兵衛は個人保証の田畑の差押えにかかった。担保提供者(静原家を含む)は役職上物件の名義を提供した被害者であるが、小兵衛の主張は法的には適法である。この解決は長引いた。関係者一同、殿様のとんだ置き土産に苦しんだが、その傷を分かちあうことでようやく解決をみたという。

追記 本編の記述について、より詳しくお知りになりたい方は、『秋川市史』近世編 石井道郎執筆部分、「支配の変せん」「年貢と農民」「村のしくみとくらし」「領主の窮乏と富農の発生」をご覧ください。